

マルナカ屋島店

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ屋島店 高松市高松町二四九八番一ほか
- 3 変更しようとする事項
 - 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
変更後 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時
 - 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで
変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで
- 4 変更年月日
平成十八年六月一日

二 届出年月日

平成十八年四月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
- 2 縦覧期間
平成十八年五月十六日（火曜日）から平成十八年九月十九日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年九月十九日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 四 意見の内容
- 2 提出先
郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ